

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-5
許認可等の種類	所有者等以外の者による重要文化財の公開の一部の許可			
根拠法令条例等・条項	文化財保護法第53条第1項			
許認可等の概要	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者その主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときの許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 「重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る審査基準について」 (平成6年11月25日付け文化庁次長通知)</p> <p>(一) 公開場所となる施設において、過去に国宝・重要文化財を公開したことがあるか否か。</p> <p>(二) 新設施設及び過去に公開をしたことのない施設の場合は、「都道府県教育委員会への権限委任について(昭和三九年六月二七日文委庶第四五号文化財保護委員会事務局長から各都道府県教育委員会教育長あて通知)」を準用して事前に協議をしたか否か。</p> <p>(三) 国宝・重要文化財公開取扱注意品目(昭和二九年七月決定、昭和四四年一二月改訂)に該当するか否か。</p> <p>(四) 公開が指定物件の保存に影響を与えるか否か。</p> <p>(五) 公開の実施体制が整っているか否か。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	重要文化財及び史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る標準処理期間について (平成6年11月25日付け文化庁次長通知)			